第七条第二項中「（その他有価証券に属する資産の連結貸借対照表計上額と帳簿価額の差額に係る繰延税金資産（税効果会計の適用により資産として計算されるものをいう。）に相当する額を控除した額とする。次項において同じ。）」を削る。

附　則

この命令は、平成二十六年三月三十一日から施行する。

○内閣府、財務省、文部科学省、経済産業省、環境省令第一号

独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律（平成二十五年法律第八十二号）の施行に伴い、及び特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）を実施するため、エネルギー対策特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令を次のとおり定める。

平成二十六年二月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　下村　博文
経済産業大臣　茂木　敏充
環境大臣　石原　伸晃

エネルギー対策特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令

エネルギー対策特別会計事務取扱規則（平成十九年財務省、文部科学省、経済産業省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第四借方科目の項中「独立行政法人原子力安全基盤機構納付金収入」を削り、同表貸方科目の項中「独立行政法人原子力安全基盤機構運営費」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この命令は、独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律の施行の日（平成二十六年三月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この命令の施行前に行ったこの命令の規定による改正前のエネルギー対策特別会計事務取扱規則の規定による事務の取扱いについては、なお従前の例による。

省　令

○法務省令第三号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年二月二十八日

法務大臣　谷垣　禎一

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令

出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

別記第三十七号の十九様式を次のように改める。

別記第三十七号の十九様式（第二十七条関係）

再入国出国記録　①

氏名（漢字）	氏	名
国籍・地域	生年月日	日　月　年
		男①女②
主な渡航先国名		航空機便名・船名

次のいずれかにチェックしてください。
□1．再入国許可による出国を希望します。
□2．みなし再入国許可による出国を希望します。

署　名

官用欄

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十六年七月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　改正前の出入国管理及び難民認定法施行規則の規定による別記第三十七号の十九様式は、この省令の改正規定の施行後においても当分の間、改正後の出入国管理及び難民認定法施行規則の規定による別記第三十七号の十九様式とみなす。

○外務省令第四号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十九条第二項の規定に基づき、研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年二月二十八日

外務大臣　岸田　文雄

研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令

研修員手当の号の適用に関する規則（昭和四十四年外務省令第八号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。